

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて

論点の整理（案）

平成 29 年 月 日

学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて

論点の整理（案）

目次

1. はじめに
2. 社会教育の現状
3. 社会教育を取り巻く環境の変化と課題
 - (1) 少子高齢化と人口減少，人口の東京一極集中
 - (2) グローバル化の進展と在留外国人・訪日外国人の増加
 - (3) 地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化
 - (4) 貧困と格差，一億総中流社会の変容
 - (5) 技術革新と第四次産業革命の進展
 - (6) 社会教育の提供主体の多様化
 - (7) 地方分権改革と市町村合併，厳しい財政状況
4. 今後の社会教育の在り方と留意すべき点
 - (1) 社会教育に期待される役割と方向性
 - (2) 社会教育の概念の再整理 — 「課題解決学習」の位置付けの明確化—
 - (3) 今後の社会教育行政の展開において留意すべき点
5. 持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点
 - (1) 社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進
 - (2) 「学びのオーガナイザー」としての社会教育主事の養成・活用
 - (3) 新しい「学びの場」と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備
 - (4) 国民・社会の理解と支持が得られる社会教育行政の展開と国民の参画促進

1. はじめに

- 戦後間もなく社会教育法をはじめとする社会教育関係法令が制定されて以来、我が国の社会教育行政は今日まで 70 年近くの歴史を刻んできた。この間、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実と社会教育主事をはじめとする社会教育行政の推進体制の整備が図られ、社会教育は、学校教育以外の場における学習の機会を提供し、国民が自己の充実と生活の向上を図り、豊かな人生を送る上で大きく貢献するとともに、地域における「人づくり」を通して社会の発展に寄与してきた。
- 近年では、少子高齢化と人口減少の進展など社会教育を取り巻く環境の変化を受けて、社会教育における学習成果を「地域づくり」の実践につなげていくことに対する社会の期待が高まってきている。
- このような状況の中、当調査研究協力者会議では、平成 28 年 7 月 4 日に第 1 回会議を開催して以降、計 6 回にわたる議論を経て、社会教育における学習成果を「地域づくり」の実践につなげていくことに対する社会の期待に応えていく観点から、以下のとおり、社会教育を取り巻く環境の変化と課題を整理するとともに、今後の社会教育行政や社会教育施設の在り方について論点を整理した。
- 当会議では、本論点整理を踏まえ、社会教育主事の養成をはじめとする施策について具体化が進められ、社会教育を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な社会教育システムの構築が図られることを期待する。

2. 社会教育の現状

- 近年の社会教育の状況を概観すると、社会教育施設に関しては、平成 27 年 10 月現在、全国に公民館が 13,777 施設、図書館が 3,336 施設、博物館が 5,683 施設存在している。これらを平成 17 年 10 月時点での施設数と比較すると、図書館は 2,979 施設から 12.0%と大幅に施設数が増えている一方、博物館は 5,614 施設から微増であり、公民館に関しては 17,143 施設から 3,366 施設減り 19.6%の大幅な減少となっている¹。
- 社会教育施設の利用者数に関しては、平成 26 年度間において、公民館は 1 億 9,310 万人、図書館は 1 億 8,138 万人、博物館は 2 億 7,791 万人がそれぞれ利用している。これらを平成 16 年度間の利用者数と比較すると、図書館は 1 億 7,061 万人から約 1 千万人、博物館は 2 億 7,268 万人から約 500 万人増えている一方、公民館に関しては 2 億 3,312 万人から約 4,000 万人減り 17.2%の大幅な減少となっている。
- 社会教育を推進する専門的職員の数に関しては、平成 27 年 10 月現在、社会教育主事が 2,048 人、司書が 1 万 9,016 人、学芸員が 7,814 人となっている。これらを平成 17 年 10 月時

点での職員数と比較すると、司書は1万2,781人から約1.5倍に増えており、学芸員も6,224人から約1.25倍に増えている一方、社会教育主事に関しては4,119人から半減している。

- また、教育委員会の諮問機関であり、非常勤の職である社会教育委員の数についても、平成13年10月の3万6,709人から平成23年10月の2万272人まで過去10年間で約45%の大幅な減少となっている。
- 図書館や博物館などの社会教育施設については、関係者の努力もあり、おおむね順調に発展していると捉えることができるが、公民館や社会教育主事、社会教育委員の減少傾向に関しては、社会教育の振興を図る上で憂慮される状況にある。この背景には、少子高齢化と人口減少の進展、市町村合併、地方行財政改革など様々な要因が存在する。以下に社会教育を取り巻く環境の変化と課題を明らかにし、今後の社会教育の在り方と其中で公民館や社会教育主事等に期待される役割を整理することとする。

3. 社会教育を取り巻く環境の変化と課題

(1) 少子高齢化と人口減少、人口の東京一極集中

- 我が国の人口は平成20年をピークに減少局面に入っており、平成27年国勢調査による同年10月1日時点での人口は1億2,709万と平成22年調査に比べ96万2,607人減少し、大正9年の調査開始以来、初めての人口減少を記録した²。
- また、我が国は世界的に最も高齢化が進んでおり、平成27年10月時点で、高齢化率は26.7%に達している³。加えて、国内における人口移動においては、若年人口の地方からの流出と東京圏への流入が続いており、人口の東京一極集中の傾向が強まっている。
- このため、全国平均での高齢化率は26.7%であるが、全国には高齢化率が50%を超えている地方公共団体も少なくなく、自治体機能の低下に加え、買物や医療など住民の生活に必要な生活サービス機能にも支障がある地域が生じており、住民の暮らしを守る観点から、地域コミュニティの機能の維持をいかに図っていくかが重要な課題となっている。
- 他方、最近の高齢者については昔の高齢者と比較して若返りが指摘されており、歩行速度が10年ほど若返っているとの調査結果もある⁴。また、高齢化の進展に伴い、平均寿命とともに健康寿命の伸長を図ることがますます重要となっており、そのためには、高齢者の運動、栄養とともに社会参加の重要性が指摘されている。
- 人口減少と人口構造の変化は、今後、社会教育に以下のような影響と課題をもたらすことが考えられる。
 - イ) 社会教育の利用者の高齢化と減少

- ロ) 長寿化に伴う国民が社会変動の影響を受ける期間の長期化に対応した学び直しの機会の提供の必要性
- ハ) 社会教育主事など社会教育に携わる人材の高齢化と人材確保の困難
- ニ) 小学校区を単位として整備が図られ、現在でも全国に 13,777 施設が存在する公民館の地域コミュニティ機能維持への貢献の必要性
- ホ) 人口減少局面では、交流人口の拡大が地域の活力の維持・向上において重要となることから博物館など社会教育施設の交流人口拡大への寄与の必要性
- へ) 高齢者の社会参加の促進と多世代交流による地域づくりの必要性

(2) グローバル化と在留外国人・訪日外国人の増加

- グローバル化の進展に伴い、我が国で生活をする外国人が増えており、在留外国人数は、平成27年末時点で223万2,189人となっており、統計上比較可能な平成24年末の203万3,656人からも3年間で約1割増えている⁵。
- また、我が国を訪れる外国人も増えており、平成28年の訪日外客数は推計で2,403万9,000人と平成18年の733万4,077人に比べ約3.3倍に増加している⁶。
- グローバル化に伴う在留外国人・訪日外国人の増加は、今後、社会教育に以下のような影響と課題をもたらすことが考えられる。
 - イ) 国籍や民族などが異なる人々が地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の推進に向けた社会教育の貢献
 - 特に、①在留外国人に対する日本語及び日本社会に関する学習機会の提供や②地域住民との交流機会の提供、③地域住民に対する多文化共生に関する学習機会の提供
 - ロ) 博物館の訪日外国人の受入れ強化による交流人口拡大と地域活性化への貢献、そのための多言語化対策等の推進
- グローバル化は、上記の変化に加え、従来の産業構造を基盤とした雇用構造にも変容をもたらし、人々の生活基盤にも動揺を与える可能性がある。今後、人々の暮らしに近い地域コミュニティレベルにおいてグローバル化がもたらす影響に対処していくことが求められることが予想され、社会教育が新たな役割を担うことが期待される。

(3) 地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化

- 地域の人々との付き合いが疎遠になり、地域コミュニティが衰退しており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が生じている。また、家庭や家族が多様化し、三世帯世帯が減少する一方で、ひとり親家庭など地域行事等への参加が少ない人々が増加していることも地域コミュニティの衰退に拍車をかけているとの指摘がある。

- 平成 27 年度の内閣府「社会意識に関する世論調査」では、地域での付き合いの程度に関して 67.8%が「付き合っている」、32.1%が「付き合っていない」と答えている。都市規模別では大都市や中都市において、年齢別では 20 歳代から 40 歳代で「付き合っていない」とする者の割合が高く、20 代では「付き合っていない」との回答が 56.2%に上っている。
- 東日本大震災や熊本地震などの大規模災害をきっかけとして、人々の安心・安全な暮らしを守るための日常的な「絆づくり」の必要性が認識されている。地域の「絆」は、災害時における「助け合い」においても、復興期における地域コミュニティの再生においても重要な役割を果たしている。
- 地域における「絆」、人的ネットワークは、ソーシャル・キャピタル（社会関連資本）の観点からも暮らしやすい豊かな社会を形成する上で重要性が指摘されており、例えば、ボランティア活動の活発な地域は、他の地域と比べて犯罪発生率や失業率が概して低く、出生率が高い傾向にあるとの調査結果もある⁷。
- 平成 27 年度の内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」によれば、過去一年間に 47.7%と約半数の国民が何らかの学習活動に取り組んでいるが、その理由として 32.1%が「他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」と回答しており、社会教育には、人々の学習活動を通じて地域の人と人とを結び付ける力があると言える。
- 地域コミュニティが衰退し、つながりが希薄化する中で、社会教育には、その活動を通して人と人との交流を促進し、地域に新たな価値をもたらすような「仕掛け」づくりを進めることで、地域コミュニティの再生・活性化に貢献することが期待される。
- また、災害からの復興期において、子供たちの学習や体験活動等を支え、地域コミュニティの再生に寄与していくことも、社会教育に期待される大切な役割である。

（４）貧困と格差、一億総中流社会の変容

- かつて我が国は、国民の生活意識として中流であるという意識が強く、その様態は「一億総中流」であると言われてきたが、近年は「貧困と格差」が大きな社会問題となっている。
- 就学援助を受けている小学生・中学生の割合は平成 7 年には 16 人に 1 人程度であったのに対し、平成 25 年度には 6 人に 1 人程度となっている。また、所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と子供の学力には相関関係が見られ、家計所得が高いほど 4 年制大学への進学も高くなっている⁸。そして、最終学歴により生涯賃金には大きな差があると言われてい
- 今後、貧困と格差の問題に関しては、福祉分野等における取組のみならず、社会教育においても、貧困の連鎖と格差の拡大・固定化を防ぐ観点から、以下のような取組を行うことが

求められる。

- イ) 家庭環境により教育格差が拡大しないよう、学校入学前の幼児期から、家庭の経済事情等にかかわらず学習機会が得られるように、社会における教育のセーフティネットとして社会教育分野における学習環境の整備
 - とりわけ、子供の貧困が子供の読書体験にも影響を与えていることから、図書館による困難を抱えた親子に対する読書機会の提供。特に、図書館に来館しない親子に対するアウトリーチによる能動的な機会の提供
- ロ) 格差が生じやすい放課後等の学校外の活動について地域における支援の充実

(5) 技術革新と第四次産業革命の進展

- 情報通信技術の発展に加え、今後は、人工知能や IoT⁹、ビッグデータ等の技術革新による第四次産業革命が進展し、社会や国民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想されている。
- 現在においても、情報通信技術の発展は、MOOC（大規模公開オンライン講座）や電子書籍の普及など人々の学習活動に大きな影響を与えている。
- 加えて、今後見込まれる人工知能の進化は、社会で求められる能力や学習観に影響を及ぼすとともに、雇用にも影響を及ぼす可能性がある。今後 10 年～20 年後には日本の労働人口の約 49%が技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている¹⁰。
- 今後の技術革新の進展は、社会教育に以下のような影響と課題をもたらすことが考えられる。
 - イ) オンラインの利用による国民の学習形態や学習場所の変化
 - ロ) 社会教育の提供主体の変化
 - ハ) 社会教育の利用者の多様化・個別化
 - ニ) 社会で求められる能力や産業構造の変化に応じた学び直しの機会提供の必要性
 - ホ) オンラインの活用など社会教育施設による学習機会の提供方法の変化
 - ヘ) 新たな技術の導入による社会教育施設の運営の効率化
 - ト) 人工知能の進化による社会教育に携わる職業の雇用への影響

(6) 社会教育の提供主体の多様化

- 社会教育法の制定当初は、社会教育の主な提供主体は行政であり、公民館、図書館、博物館等の公立社会教育施設が中心的な役割を担っていた。
- しかし、今日では、カルチャーセンターなど多くの民間教育事業者が国民に多様な学習機

会を提供しているほか、平成 10 年の特定非営利活動促進法の施行以降、NPO（特定非営利活動法人）の数も年々増えており、平成 28 年 9 月末現在 5 万 1,261 法人に上っており、そのうち、約半数に当たる 2 万 4,698 法人が社会教育活動を行っている¹¹。

- さらに、近年では、大学においても社会貢献が教育や研究と並ぶ「第三の使命」として広く認識され、公開講座の開設など多くの学習機会を提供している。加えて、企業においても、CSR（企業の社会的責任）活動が広く行われており、教育分野においても CSR 活動が展開されている。
- 社会教育の提供主体の多様化を受け、今後の社会教育の展開においては以下の諸点に留意する必要がある。
 - イ) 社会教育の利用者の視点に立ち、社会教育施設を中心とした行政による学習機会の提供のみならず、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の確保と拡大
 - ロ) NPO、民間教育事業者、大学、企業等における社会教育活動が教育的観点から効果的に行われるよう、これら関係者への社会教育主事講習等の開放
 - ハ) 各主体の強みを活かし、社会教育施設と多様な主体とが連携・協働した官民パートナーシップによる学習機会の提供
 - ニ) 民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備の促進

（7）地方分権改革と市町村合併，厳しい財政状況

- 過去 20 年にわたり社会教育を取り巻く行財政制度が大きく変化している。「平成の大合併」とも称される市町村合併が進められ、平成 16 年 5 月時点で 3,100 あった市町村数は、平成 26 年 4 月時点では 1,718 まで減少している¹²。
- 地方分権と地方への税源移譲が進められ、社会教育分野においても公立社会教育施設整備補助金が平成 10 年度に廃止され（博物館に関しては平成 9 年度），地方公共団体の一般財源化が図られている。
- 我が国の財政状況は、国・地方とも公債発行残高が増加を続けており、平成 15 年度末に 692 兆円であった国・地方の長期債務残高は、平成 25 年度末には 972 兆円に増えている。今後も、社会保障関係費の増大により厳しい財政状況が続くことが見込まれる¹³。
- 行財政制度の変化や厳しい財政状況を踏まえ、今後、持続可能な社会教育システムを構築していくことが必要であり、そのためには、以下の諸点に留意する必要がある。
 - イ) ふるさと納税制度やクラウドファンディングなど多様な資金調達手法を視野に入れた社会教育分野への官民の教育投資の促進
 - ロ) 社会教育分野への官民の教育投資について国民の理解と支持が得られるよう、PDCA サイクルや効果の見える化を進め事業の不断の改善を図り、効果的・効率的な

社会教育の展開

- ハ) 今後、社会教育施設の老朽化が進み、施設の更新が必要となることに対応して、社会教育施設整備費が地方公共団体の一般財源となっていることを踏まえ、地方公共団体における個別施設計画の策定等、計画的な準備・対応
- ニ) 民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備の促進

4. 今後の社会教育の在り方と留意すべき点

(1) 社会教育に期待される役割と方向性

- 社会教育を取り巻く環境の変化と課題を踏まえると、これからの社会教育には以下の三つの役割と二つの方向性が期待される。

(社会教育に期待される三つの役割)

① 地域コミュニティの維持・活性化への貢献

- 人口減少と人口構造の変化、地域コミュニティの衰退を受けて、今後、社会教育には、①身近な地域において次世代の地域の担い手である子供や若者も交えた多世代交流を通じた地域の^{きずな}絆づくり、②学びの成果を活かした地域づくりを通じて、地域コミュニティの維持や再構築に貢献するとともに、③公民館、図書館、博物館など社会教育施設においては、施設の特性に応じて、交流人口拡大と地域活性化に寄与することが求められる。

② 社会的包摂への寄与

- 人口構造の変化に伴う高齢者の増加、貧困と格差に起因する困難を抱える人々の存在、グローバル化に伴う在留外国人の増加等を受けて、今後の社会教育には、高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など、全ての住民が孤立することなく、地域社会の構成員として社会参加できるよう社会的包摂に寄与することが求められる。特に、障害者が、学校卒業後も生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、社会教育が障害者の生きがいつくり、地域とのつながりづくりに貢献していくことが重要である。

③ 社会の変化に対応した学習機会の提供

- グローバル化や技術革新の進展により社会経済の構造が変化し、社会で求められる能力も変化していくことが見込まれており、今後の社会教育においては、社会の変化に対応した学習機会を提供していくことが求められる。また、平均寿命の伸長により、人生 100 年時代を前提とした人生設計を行う必要性が生じている中、今後

の社会教育においては、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応じていく必要がある。特に、人々が学校卒業後に生きる期間が人生の7～8割に達し、社会変動の影響を受ける期間もまた長期化することを踏まえ、人々に多様な学び直しの機会を提供していくことが求められる。

(今後の社会教育の二つの方向性)

① 官民パートナーシップによる社会教育の推進

- 社会教育の提供主体の多様化を受け、今後は、社会教育の利用者の視点に立ち、社会教育施設を中心とした行政による学習機会の提供のみならず、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の確保と拡大を図っていくことが重要である。社会教育行政においても、多様な主体と連携・協働し、各主体の強みを活かして住民の多様なニーズに応じた学習機会を提供していくことが求められる。

② 持続可能な社会教育システムの構築

- 行財政制度の変化や財政状況を踏まえ、今後、社会教育が上記の三つの役割を果たし、人々の暮らしと社会の発展に貢献していくためには、持続可能な社会教育システムの構築を図っていくことが求められる。このため、民間の資金やノウハウを活かした社会教育施設の運営・整備の促進を図っていくことや、社会教育分野への官民の教育投資の促進を図っていくこと、そのためにPDCAサイクルや効果の見える化を進め事業の不断の改善を図り、効果的・効率的な社会教育を展開していくことが重要である。

(2) 社会教育の概念の再整理 — 「課題解決学習」の位置付けの明確化—

- 昭和24年に制定された社会教育法において、「社会教育」は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と規定され、国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして、広く捉えられてきている。
- また、平成18年に改正された教育基本法においては、社会教育は「個人の要望」ととともに「社会の要請」にこたえる側面を有しており、国及び地方公共団体が社会教育を奨励しなければならない旨規定されている。さらに、教育の目標の一つに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられており、社会教育の振興に当たっては、地域社会の構成員としての責任を果たす地域の人材の育成等の社会的価値を追求する視点についても考慮することが求められている。

- 地域コミュニティや自治体の機能が低下する中、住民が社会の構成員の一人として、他者と関わりながら、変化に応じて社会をつくり、互いの生活を保障していくことを学んでいくという社会教育の目的を改めて確認しておく必要がある。
- 社会教育を取り巻く環境変化を受け、今後の社会教育においては地域コミュニティの維持・活性化に貢献していくことが大きな役割となる。とりわけ、地域住民が地域課題とその対策について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」を「地域課題解決学習」として捉え、社会教育の概念に明確に位置付け、公民館等においてその推進を図ることにより、住民の主体的参画による持続可能な地域づくりに貢献することが求められる。
- 上記の教育基本法及び社会教育法の規定に照らせば、「地域課題解決学習」は「社会教育」の概念に包含されるものであり、今後、よりよい社会教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、各地において積極的な取組が期待される。
- こうした「地域課題解決学習」を行うに当たっては、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点から学習活動を改善し、社会教育における質の高い学びを実現することが重要である。

(3) 今後の社会教育行政の展開において留意すべき点

- 今後、「地域課題解決学習」を社会教育に明確に位置づけ、社会教育活動の展開を図っていく上においては以下の諸点に留意する必要がある。
 - ① 住民の自主性・自発性の尊重
 - ・「地域課題解決学習」は住民の主体的参画を前提とするものであって、行政の下請ではないこと
 - ② 住民の主体的参画を促進する楽しい仕掛けづくりの必要性
 - ・「地域課題解決学習」が広がり、継続して行われるためには住民の主体的参画を促すための楽しい仕掛けづくりが必要であり、「楽しみなくして参加なし」の視点を踏まえた取組が期待されること
 - ③ 子供・若者の参画と多世代交流の重要性
 - ・「地域課題解決学習」には、次世代の地域の担い手である子供や若者が参画することが重要であり、子供や若者が「地域課題解決学習」を通じて地域の課題やその解決方法を他の住民とともに実践的に学ぶとともに、高齢者を含む住民との多世代交流を通じて、地域の歴史や文化、産業などについて理解を深め、地域への愛着や誇りが育まれるなど子供や若者の成長につながることを期待されること

④ 教育の特性への配慮

- ・「地域課題解決学習」についても、行政においては、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映への配慮が求められること

⑤ 社会教育行政のネットワーク化と社会教育の資源を活用した能動的対応の必要性

- ・様々な地域課題の解決に取り組むためには、首長部局の担当部署はもとより、NPOなど知見や経験を有する関係団体との連携・協働が不可欠であるとともに、社会教育の資源を活用した能動的な対応が期待されること

5. 持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点

(1) 社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進

- 今後の社会教育においては、地域課題解決学習の取組を進める観点や、社会の変化に対応した学習機会を提供していく観点からも、教育委員会と首長部局の連携という行政内部での連携はもとより、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体との連携を促進し、官民パートナーシップによる社会教育の推進を図っていくことが求められる。

(教育委員会と首長部局の連携)

- 今後、社会教育において地域課題解決学習の取組を進めていくためには、地域課題が多岐にわたることから、社会教育を所管する教育委員会と、福祉・医療、防災・防犯、環境保全、まちづくり・地域振興等の各分野を所管する首長部局とが、地域課題の解決に向けて連携して取り組んでいくことが必要である。このため、地方自治体の長期総合計画などにおいて、今後の政策展開における社会教育での取組や教育委員会の役割等を明確化するなど、関係者が理念や目的を共有して連携・協働していくことが重要である。
- また、平成27年4月1日から施行された新教育委員会制度では、首長と教育委員会の意思疎通を図るため、総合教育会議を置くこととされており、放課後の子供の居場所づくりなど社会教育に関連のある事項についても協議が行われている。今後、社会教育についても、積極的に議題として取り上げるなど、社会教育を通じた地域課題解決のための首長と教育委員会との協議・調整の場として活用することが期待される。
- 総合教育会議以外においても、実務者レベルで社会教育担当者と地域政策や福祉等の担当者が定期的に情報交換や協議等を行う場を設けることも有意義である。

(学校との連携・協働の推進)

- これまで、文部科学省の学校支援地域本部等の取組を通じて、子供たちを地域の「まちづくり」などの多様な活動に参画させる試みが行われてきたが、平成27年12月の中央教育審

議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」及び平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランにおいて、学校と地域の連携・協働により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の推進が提言されている。

- 今後、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念の実現に向け、「地域とともにある学校」とともに、「学校を核とする地域」づくりが進められていくことが重要である。そのためには、学校教育と社会教育の一層の連携が重要であり、地域住民と学校の対話の場を定期的に設けたり、地域と学校を結ぶコーディネート機能を高めるため、答申においても指摘されているように、「学校運営協議会」の設置や「地域学校協働本部」の整備が全国的に推進されるとともに、地域と学校の連絡調整等を行う「地域コーディネーター」の資質・能力の向上や配置の促進が期待されている。
- 「地域学校協働活動」については、幅広い地域住民等の参画により、障害者に多様な学習機会を提供し、障害者の生きがいづくり、地域とのつながりづくりに大きく貢献する取組もなされている¹⁴。今後、障害者が生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、地域の実情を踏まえ、公民館や図書館、博物館はもとよりNPOや企業など様々な主体の参画も得て、放課後や土曜日等における多様な学習・体験プログラムの提供が全国的に促進されることが望まれる。
- 地域において、「地域課題解決学習」が多世代交流と多様な主体との連携・協働により活発に展開されることは、子供たちに多様で豊かな学習機会を提供し、子供たちの生きる力を育む上で重要である。今後、子供たちが「地域課題解決学習」に参画することにより、住民とともに地域課題やその解決方法を実践的に学び、住民との多世代交流を通じて、地域の歴史や文化、産業などについて理解を深め、地域への愛着や誇りが育まれるなど、「地域課題解決学習」が子供たちの成長につながることを期待される。

(官民パートナーシップの推進)

- 今後、社会教育において地域課題解決学習の取組を進め、社会の変化に対応した学習機会を提供していくためには、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体と連携・協働し、各主体の強みを活かした取組を進めていくことが求められる。
- 社会教育施設においては、提供する学習機会を利用者のニーズに応えより充実したものにしていく観点から、社会教育施設の管理主体とNPO、民間教育事業者、大学、企業などの多様な活動やプログラムの企画・提供主体とが効果的につながることが重要であり、社会教育主事や公民館主事などがこれらをコーディネートすることが期待される。

- また、今後の社会教育においては、社会教育の利用者の視点に立ち、社会教育施設を中心とした行政による学習機会の提供のみならず、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の確保と拡大を図っていくことが重要である。教育委員会や公民館等においては、地域における多様な主体が提供する学習機会を住民に提供していく視点も重要である。
- また、公民館等において「地域課題解決学習」の取組を進めるに当たっては、行政と住民のみならず、NPO など多様な主体の参画が必要となることが想定される。そのような場合、関係者が共通の認識を持ち、相互の信頼関係を構築して協働していくことが重要であることから、住民やNPO など様々な主体が集う「円卓会議」を開催し意思疎通を図っていくことが有意義である。
- 今後、持続可能な社会教育システムを構築していく観点からは、多様な主体の連携による学習機会の提供にとどまらず、民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備の促進を図っていくことも重要となる。このため、社会教育施設の機能や提供するサービスを維持・向上させる観点から、指定管理者制度や、PFI 法の改正により平成 23 年に導入された「公共施設等運営権制度」など、多様な PPP/PFI について、地域の実情を踏まえ、いかなる活用が効果的・効率的であるか、各地方公共団体において検討を進めることが期待される。その際、国において、社会教育分野におけるイノベーションを推進する観点からも、優良事例の情報収集を行い、その展開を図ることが重要である。

(社会教育委員の積極的な活用)

- 社会教育委員は、社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため、社会教育法において、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができるとされている非常勤の職であり、教育委員会に助言するため、社会教育に関する計画を立案し、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるとともに、これらの職務を行うために必要な研究調査等を行うこととされている。
- 今後、地方公共団体が地域課題解決学習を推進するに当たっては、地域課題とその解決方策等に関して知見や経験を有する者の協力を得ることが不可欠であり、NPO や企業等の多様な主体との連携・協働が必要となることも多くなる。
- 教育委員会が、地域の実情に応じて、社会教育が目指すべき方向性を明確にした上で、社会教育委員に NPO や民間教育事業者、大学、企業等から多様な知見や経験を有する者を積極的に選任することは、地域課題解決学習の取組に必要な知見を得る観点からも、NPO や企業等の多様な主体との官民パートナーシップを促進する観点からも有意義である。また、地域課題とその解決方策等を多面的に捉え、地域課題解決型学習の充実を図る観点からは、女性や多様な年代から社会教育委員を選任することも重要な視点である。

- 社会教育委員の会議の開催頻度については、年3回以下の地方公共団体が7割程度を占めている¹⁵。今後、教育委員会においては、解決を図ろうとする地域課題に応じて小委員会を開催するなど、社会教育委員の会議の活性化を図ることが期待される。
- 他方、地理的条件等により、会議を頻繁に開催することが困難である地方公共団体においては、教育委員会事務局が社会教育委員に地域課題等の情報を提供した上で、必要に応じて、地域課題等に関して知見を有する社会教育委員から個別に助言を得ることも考えられる。
- 地方公共団体においては、社会教育委員を積極的に活用することにより、様々な知見を有する人材とのネットワークを形成・強化し、地域課題の解決等に必要な知見を得て、地域社会の発展につなげていくことが期待される。

(2) 「学びのオーガナイザー」と社会教育主事の養成・活用

(「学びのオーガナイザー」の必要性)

- 今後の社会教育において、学びの成果を地域づくりの実践につなげていく「地域課題解決学習」を推進していく上では、住民の中に入り込み、住民やNPO、民間教育事業者、大学、企業等の様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題に応じて「学び」や「実践」の場をアレンジすることにより地域課題を「学び」に練り上げ、課題解決につなげていく人材、すなわち、学習活動を組立て形にしていく、いわば「学びのオーガナイザー」とも言うべき人材が必要となる。
- 今後の社会教育においては、社会教育施設を中心とした行政による学習機会の提供のみならず、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の充実が図られることが求められるところ、社会において広く「学びのオーガナイザー」が増えていくことが望まれる。
- 「学びのオーガナイザー」は、人々の学習活動を組み立て、形にしていく役割を果たすことから、行政にあっても、民間にあっても、①教育的視点から「学び」の意味や協働の理念を理解していることはもとより、②「学び」に楽しい「仕掛け」を用意するなど、人々の主体的な参画を促す能力や、対話を通じて人々の力を引き出す能力などが求められるとともに、③行政における予算化のみならず、ふるさと納税制度やクラウドファンディングなど多様な手法により資金調達を図り、活動を形にしていく能力などが求められる。

(「学びのオーガナイザー」としての社会教育主事)

- 社会教育法では、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置くこととされ、その職務として、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えると規定するとともに、講習の修了等の任用資格を定めている。

- さらに、平成 20 年度の同法の改正により、学校教育と社会教育の連携を促す観点から、社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、学校の求めに応じて、必要な助言を行うことができる旨の規定が加えられた。
- このように、地方自治体の社会教育行政において、社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える専門的教育職員である社会教育主事には、今後、「地域課題解決学習」の推進を図っていく上で、関係施策の企画・立案や事業の推進に向けて住民や NPO など多様な主体とのコーディネートを行うなど、「学びのオーガナイザー」としての役割を担っていくことが求められる。
- 特に、行政内で活躍する「学びのオーガナイザー」として、社会教育主事には、行政における事業の予算化やふるさと納税制度の活用等による多様な資金調達、行政の関係部局との連携や調整のほか、中立的な立場を活かして、住民や NPO など多様な主体が円滑に連携・協働できるようにするための調整など、その強みを活かした取組が特に期待される。

(今後の社会教育主事に求められる資質・能力とその養成)

- 社会教育主事には「学びのオーガナイザー」として、前述の能力が求められるが、特に、地域の行政で活躍する者として、①地域の歴史や文化、産業など地域の特性を熟知していることや、②地域人材や地域資源に精通していること、③地域課題やその解決方策について政策的観点から知見を有していることなどが期待される。また、④地域課題の解決やそのための企画立案の前提として、社会教育を取り巻く環境変化など社会や政策の動向も把握していることが求められる。
- 現在の社会教育主事の養成については、平成 25 年 9 月の「中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」において、今後の社会教育主事には、地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すとともに、地域活動の組織化支援を行うことで、地域住民の学習ニーズに添えていくことが必要であるとしている。
- 他方、現在の講習の内容は、学習及びその成果を実際の地域課題の解決につなげていくという視点に乏しいため、新しい講習では、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけておくことが必要不可欠であると指摘している。これを受け、昨年 8 月には、国立教育研究所社会教育実践研究センターにおいて、検討結果がまとめられている。
- 今後、国においては、この検討結果を踏まえながら、社会教育主事養成のもう一つの柱である大学における養成課程の在り方についても検討を進め、社会教育主事が地域において

「学びのオーガナイザー」としての役割を果たしていけるよう、養成、研修の充実を図っていくことが求められる。

- 地域特性や地域人材，地域資源の把握などは，各地域における取組を通じて社会教育主事が身に付けていくことが期待されるものであるが，教育的視点からの「学び」についての理解や，人々の主体的な参画を促す能力，資金調達など活動を形にする能力，社会や政策の動向に関する理解などに関しては，今後の社会教育主事の養成等の在り方に関する検討に活かされることが期待される。

(社会教育主事資格の活用と社会教育主事講習等の民間への積極的な開放)

- 今後は，NPO，民間教育事業者，大学，企業等においても「学びのオーガナイザー」が活躍し，これらの多様な主体が提供する学習機会が教育的観点から効果的に提供され，社会全体として学習機会の充実が図られることが望まれる。
- このため，社会教育主事講習等に関しては，今後，可能な限り，NPO など多様な主体の活動に携わる方々にもより広く開放し，社会教育主事資格が教育委員会にとどまらず，社会において広く活用されるようになることが期待される。特に，様々なセクターで「学びのオーガナイザー」が活躍できる環境整備を図る観点からも，NPO など多様な主体で活躍される方々による社会教育主事講習や大学における社会教育主事養成課程の受講が推奨されることが望まれる。なお，今後，民間の社会教育主事有資格者が増えることにより，教育委員会が社会教育主事に民間有資格者を広く登用するようになることも考えられる。

(社会教育主事経験者・有資格者のネットワーク化)

- 今後，社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップを推進していくことにより，社会全体で学習機会の充実を図っていく観点からは，社会教育主事経験者・有資格者のネットワーク化を図り，官民を問わず社会のあらゆる場で活躍する「学びのオーガナイザー」がその経験を共有・蓄積し，互いに能力を高め合っていくことが期待される。

(3) 新しい「学びの場」と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備

(地域における「学びの場」)

- 今後の地域における「学びの場」においては，生後3か月の乳幼児から100歳のお年寄りまで地域のあらゆる住民が集い，学び，交流をする場であることが重要である。加えて，「楽しみなくして参加なし」の視点から「学びの場」にも人を引き付ける工夫が求められる。そのためには，民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備や，他の公共施設や民間施設との複合化等によりカフェやレストラン，ミュージアムショップなどを併設する視点，若者が目的なく居合わせることができ空間を積極的に確保する視点も大切となる。

- また、今後の「学びの場」に関しては、公民館などの社会教育施設のみを意味するのではなく、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体が提供する学習機会の場も含め、社会におけるあらゆる「学びの場」として理解することが重要であり、今後の社会教育においては、社会全体における学習機会の確保と拡大を図っていくことが求められる。
- その観点から、教育委員会や公民館等においては、行政が提供する学習機会に関する情報のみならず、当該地域における多様な主体が提供する学習機会に関する情報についても広く住民に提供することが望まれる。

(公民館について)

- 今後、公民館においては、「地域課題解決学習」の推進による地域コミュニティの維持・活性化への貢献、社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供において中心的な役割を果たすことが求められる。また、地域の実情に応じて、生涯学習センターやコミュニティ・センターにおいてもこうした役割が期待される。
- 公民館における「地域課題解決学習」の展開に当たり、公民館は、これまで以上に、地域住民が話し合いを進め、地域の課題を明らかにし、解決に取り組んでいくための「学びの場」として、地域主導による課題解決型の施設を目指していくことが求められる。
- 地域主導による課題解決の観点から、公民館が、次世代の地域の担い手である子供や若者も交えた多世代交流の拠点となり、地域学校協働活動に積極的に取り組んでいくことが持続可能な地域づくりの観点からも期待される。
- この方向性は、地域コミュニティ機能の維持を目的として整備が進められている「地域運営組織」とも親和性を有しており、今後、公民館が地域づくりの拠点として一層重要な役割を果たしていくことが期待される。
- 今後、公民館においては、地域コミュニティの活性化に貢献する観点から、地域に新たな価値をもたらすような「仕掛け」づくりを進めていくことが重要であり、子供たちに農業体験を提供し、収穫物を地域の農産物として販売するコミュニティ・ビジネスを創ったり、産業や雇用の創出につながるチャレンジ・ショップや企業セミナーを企画するなど、地域づくりにつながる新しい発想を取り入れていくことが求められる。また、公民館においてこうしたコミュニティ・ビジネスなど新しい発想による活動が促される環境を整えていくことも重要である。
- また、今後、公民館には、社会の変化に対応し住民のニーズに応じた学習機会を提供していくことが求められるため、NPO、民間教育事業者、大学、企業等の多様な主体と連携して学習機会を提供する機会も多くなることが想定される。加えて、公民館を拠点として「地域

課題解決学習」を通じて地域づくりを進めていくに当たり、公民館において物産展等の営利性を伴う事業を行う機会も増えることが予想される。

- この点に関して、社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止事項として掲げているが、本規定については、公民館が、社会教育法第 20 条に掲げる公民館の目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するものであって、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないとの解釈がこれまでに示されている¹⁶。
- 今後、公民館においては、上記の解釈を踏まえ、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えるようなことが行われないように留意しつつ、民間教育事業者と連携して学習機会を提供し、あるいは、公民館において、地域コミュニティの活性化につながる「地域課題解決学習」に取り組んでいくことが期待される。

(図書館等について)

- 図書館や博物館についても、施設の特性に応じ、「地域課題解決学習」の推進による地域コミュニティの維持・活性化への貢献、社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供の役割が求められる。また、学校図書館をはじめ学校と連携・協働し子供たちに多様で豊かな学習機会を提供する役割も重要である。
- 図書館や博物館についても、地域課題の解決に向けた「学び」が提供され、地域住民が学び、交流する拠点としての役割が求められる。今後、こうした社会教育施設が、地域において、館種の違いを乗り越えて緩やかなネットワークを築くことで、地域課題の解決に連携・協働して取り組んでいくことが期待される。
- 特に、図書館に関しては、現在においても、課題解決に資するレファレンス機能の充実に積極的に取り組む館が増えてきているところであり、今後、他館との相互資料貸借の充実や企業等と連携した地域課題解決に資する講座の開設などにより、より実践的な知的サービスが提供されることが期待される。
- また、来館者へのサービスに加えて、アウトリーチ活動を充実させることにより、高齢者や障害者、困難を抱える人々等にも読書の機会を提供し、誰に対しても知的サービスを提供する施設として、社会的包摂の観点から地域のニーズに積極的・能動的に responding していくことが期待される。
- 図書館では、地域住民のボランティアの協力により、読み聞かせやブックトーク等、子供の読書活動の推進に取り組んでいる。近年、社会問題となっている子供の貧困は、子供の読

書体験にも影響を与えることが懸念され、困難を抱えた親子に対して読書の機会を提供していくことも重要な課題である。また、学校図書館に対する支援も図書館の重要な役割である。

(博物館について)

- 博物館は、地域の遺産（レガシー）ともいべき様々な学術資料・芸術作品等を集約し、さらなる知的創造の源泉となるとともに、様々な知的な感動を求めて、地域住民はもとより国内・国外の多くの人々が訪れる交流の場として、今後、交流人口拡大と地域活性化に寄与することが期待される。そのため、デジタル技術をはじめ情報通信技術の活用や、多言語化対応を充実させることにより、国内外への発信力を高め、国内外からの訪問者の増加につなげていくことが期待される。
- こうした取組は、地域の歴史や文化、産業その他の特徴を国内外の人々に伝え、地域のアイデンティティに磨きをかけ、特色ある地域づくりを進めていく観点からも重要である。今後は、博物館を軸として地域のブランド化が図られていくことも期待される。
- 平成 31 年には、世界 136 か国の博物館専門家が参加する国際的な非政府機関 ICOM (International Council of Museums) が 3 年ごとに開催する大会が京都で開催され、博物館にかかわる様々なテーマについて研究協議が行われる。これを機に、我が国の博物館の多様な取組や貴重な文化財や学術資料等について、国際的にも認識が深められるとともに、海外の博物館等の学術・芸術組織との交流・協力が進むことが期待される。
- また、学校との連携・協働により、アウトリーチ活動を含む児童生徒向けのプログラムを充実させることにより、地域の歴史や文化、産業などに対する理解や、科学や動植物、環境に対する興味を促すなど、地域の将来を担う人材育成にもつなげていくことが期待される。

(今後の社会教育施設の整備等について)

- 社会教育施設は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて多くの施設が建設されており、例えば、公民館については全 14,448 施設の半数に当たる 7,810 施設がこの時期に整備されている。
- このため、社会教育施設の老朽化が進むことにより、遠くない将来、多くの施設の更新が必要となることが想定される。社会教育施設整備費が地方公共団体の一般財源となっていることを踏まえ、個別施設計画の策定等、社会教育施設の更新に向けた地方公共団体の計画的な準備・対応が求められる。
- 今後の社会教育施設の整備に当たっては、社会教育施設が交流人口拡大や地域活性化に寄与することを求められていることを踏まえ、長期的なまちづくりの観点に立ち、利用者の利便性はもとより、地域のにぎわい創出などにも配慮し、地域コミュニティの拠点としての整備が図られることが望まれる。特に、今後の社会教育施設には、人を引き付ける工夫が期待

される。

- また、社会教育施設は、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策を講じるなど、障害の有無にかかわらず広く住民が利用できるよう十分に配慮することが求められる。また、地域住民にとって最も身近な公共空間であり多くの住民が利用するとともに、非常時に避難所となることも多いことから、社会教育施設には防災機能の確保、とりわけ耐震性の確保が強く求められる。
- さらに、技術革新の進展を踏まえ、省エネルギー技術や情報通信技術の導入を図っていくことも重要である。特に、今後、社会の変化に対応した学習機会を提供していく観点からは、社会教育施設における ICT 環境の整備が期待される。
- 今後の社会教育施設の整備においては、複数施設の集約化・複合化の視点も重要である。他の公共施設との複合化のみならず、民間施設と社会教育施設との複合化により交流人口拡大や地域活性化、にぎわいの創出が図られることが期待される。加えて、民間施設と社会教育施設との複合化は、カフェやレストラン、ミュージアムショップなどとの併設により、住民の学習への主体的参画を促すとともに、民間施設の利用者増加にも寄与するなど相乗効果が図られることが期待される。また、公民館や図書館等を集約化・複合化することにより、コストの削減のみならず、利用者の利便性の向上など相乗効果をあげることも期待される。
- また、学校の余裕教室を公民館に転用するなど、学校施設と社会教育施設の複合化は、学校の児童生徒や幼児と地域住民との多世代交流を促進するとともに、学校と地域との連携・協働にも寄与し、「学校を核とした地域づくり」にも資するものである。また、多世代交流を礎とした「地域課題解決学習」が進められることにより、持続可能な地域づくりにも寄与することが期待される。

(4) 国民・社会の理解と支持が得られる社会教育行政の展開と国民の参画促進

- 今後、持続可能な社会教育システムを構築していく上では、ふるさと納税制度やクラウドファンディングなど多様な資金調達手法も視野に入れ、社会教育分野への官民の教育投資の促進を図っていくことが重要である。
- そのためには、社会教育分野への教育投資について国民の理解と支持が得られるよう、国民の主体的参画を促すとともに、予算獲得や協働事業の提案にも資するような明確な成果目標に基づく PDCA サイクルや効果の見える化を進めることにより事業の不断の改善を図り、効果的・効率的な社会教育を展開していくことが求められる。
- また、その観点からは、社会教育事業についても、教育効果や社会経済的效果を分析、検証するための体制整備を図るとともに、社会教育政策の効果に関する研究を推進し、研究を担う人材の育成やデータの収集体制の整備を図っていくことが必要である。

- 今後、人工知能の進化をはじめとする技術革新など社会の変化は社会教育施設の機能や学習の提供方法、運営など社会教育の在り方に大きな影響を及ぼす可能性がある。我が国の社会教育が時代の潮流に取り残されることがないように、諸外国における社会教育の動向に関しても、情報収集と調査研究を継続的に行い、社会教育政策の不断の改善を図っていくことが重要である。

- 社会教育においては学習者がその成果を他の学習者に提供することができる。また、社会教育施設の運営においては、従前より、ボランティア活動が活発に行われている。今後、持続可能な社会教育システムの構築に向けては、このような社会教育における学習機会の提供や施設運営への国民の参画を促していくことも大切な視点である。

-
- 1 社会教育施設の施設数，利用者数及び専門的職員数については，文部科学省「社会教育調査」。なお，博物館数には博物館類似施設の数を含む。
 - 2 総務省「平成 27 年国勢調査人口等基本集計結果」
 - 3 内閣府「平成 28 年版高齢社会白書」
 - 4 鈴木隆雄他「日本人高齢者における身体機能の縦断的・横断的变化に関する研究」（第 53 巻第 4 号「厚生の指標」平成 18 年 4 月, p 1-10）
 - 5 法務省「平成 27 年末現在における在留外国人数について（確定値）」
 - 6 日本政府観光局「月別推計値（平成 28 年 12 月推計値）」及び「年別 訪日外客数, 出国日本人数の推移」
 - 7 内閣府「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」（平成 15 年）
 - 8 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第 1 次報告書」（平成 19 年 9 月）
 - 9 **Internet of Things** の略。「モノのインターネット」とも訳され，あらゆるモノがインターネットにつながるにより様々な社会変革が促されるとされる。
 - 10 野村総合研究所「日本の労働人口の 49%が人工知能やロボット等で代替可能に」（平成 27 年 12 月 2 日）
 - 11 内閣府「特定非営利活動法人の活動分野について（平成 28 年 9 月 30 日現在）」
 - 12 総務省「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」
 - 13 財務省「我が国の借金（債務）の状況（平成 28 年度末見込み）国及び地方の長期債務残高」
 - 14 東京都立あきるの学園における放課後子供教室の取組等
 - 15 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「社会教育委員の職務等に関する調査研究報告書」（平成 18 年）
 - 16 「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について（平成 7 年 9 月 22 日文部省生涯学習局長通知）」及び「社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の解釈について（平成 25 年 3 月 26 日文部科学省生涯学習政策局長通知）」

学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議の設置について

平成28年6月6日
生涯学習政策局長決定

1 設置の趣旨

第2期教育振興基本計画の策定に際して、今後の社会教育行政等の推進の在り方等について取りまとめられた「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（中央教育審議会生涯学習分科会（平成25年1月））においては、社会教育の役割として学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結び付けることなどを挙げ、様々な主体との連携・協働を構築するための「社会教育行政の再構築」の実施が必要であることなどについて提言されている。

当該議論の整理においては、具体的な「社会教育行政の再構築」を推進するための環境整備等の実施に関する課題が提示されており、今日、生涯学習分科会におけるこれまでの議論を踏まえ、地域住民から信頼され、様々な主体と連携・協働した地域創生・地域課題解決の推進のための取組がなされるよう、より具体的な社会教育制度の在り方等について検討することなどが求められている。

上記のような内容について、専門的な見地から検討を行い、今後、中央教育審議会生涯学習分科会等において議論すべき内容の論点整理を行うため、本会議を設置する。

2 検討事項

- (1) 社会教育を取り巻く現代的課題等を整理した上で、学びを通じた地域づくりの観点から、「社会教育行政の再構築」のために必要な社会教育行政や公民館等社会教育施設の在り方等に関する論点整理
- (2) その他学びを通じた地域づくり等に関して必要な論点整理

3 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本会議は、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) 本会議に関する庶務は、生涯学習政策局関係各課の協力の下、生涯学習政策局社会教育課において行う。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別 紙)

学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議委員名簿

明石 要一 千葉敬愛短期大学学長, 千葉市教育委員会委員, 千葉大学名誉教授

井出 隆安 杉並区教育委員会教育長

小曾根治夫 栃木県佐野市教育委員会教育総務部生涯学習課長 (参事)
(前佐野市総合政策部市民活動促進課長)

古賀 桃子 特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター代表

重森しおり 岡山県岡山市立中央公民館主任

関 福生 愛媛県新居浜市教育委員会教育長 (前新居浜市市民部長)

田原 優子 佐賀県多久市教育委員会教育長

牧野 篤 東京大学大学院教育学研究科教授

山崎 亮 東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科長
株式会社 studio-L 代表

学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議における審議の経緯

第1回 平成28年7月4日（月）

- 学びを通じた地域づくりの推進の在り方について（自由討議）

第2回 平成28年7月29日（金）

- 学びを通じた地域づくりの推進の在り方について（ヒアリング）

新居浜会議 平成28年8月23日（火）

- 学びを通じた地域づくりの推進の在り方について（ヒアリング）

第3回 平成28年9月26日（月）

- 学びを通じた地域づくりの推進の在り方について（ヒアリング）

第4回 平成28年11月21日（月）

- 論点整理の項目案の審議

第5回 平成29年1月13日（金）

- 論点整理の骨子案の審議

第6回 平成29年3月21日（火）

- 論点整理案の審議